

取扱区分：公開

令和5年第13回

## 蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和5年12月25日（月）

〔場 所〕 市役所304・305会議室

## 令和5年第13回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原 和夫は、令和5年第13回蓮田市農業委員会総会を市役所304・305会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

- 1 開催日時 令和5年12月25日（月） 午後2時00分
- 2 閉会日時 令和5年12月25日（月） 午後4時30分
- 3 出席委員（12人） ※番号は議席番号 ※欠員（2人）  
2番 爪川 博夫 3番 野口 勇 4番 萩原 和夫 5番 常見 淳  
6番 竹内 幸男 7番 杉崎 國昭 8番 山本 寿一 9番 佐野 景子  
10番 吉岡 政広 11番 山口 実 13番 高橋 建一 14番 本橋 トシエ
- 4 欠席農業委員（0人）
- 5 出席推進委員（5人） ※（ ）内は担当地区  
（平野）塚本 精一 （蓮田）増田 雅暢 （蓮田）原田 順一  
（黒浜）小澤 はつ江 （黒浜）新井 仁
- 6 欠席推進委員（1人）  
（平野）渋谷 悟
- 7 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名について  
第2 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について  
報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
報告 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について  
報告 3 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について  
報告 4 農地法第18条の合意解約申請について  
報告 5 時効取得を原因とする農地の権利移転について
- 8 出席した農業委員会事務局職員（3人）  
事務局長 中里 幸雄  
事務局 野村 知代  
事務局 田嶋 諒大

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

ただ今より、令和5年第13回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。  
開会にあたりまして、萩原会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。  
よろしく願いいたします。

（会 長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以後の進行は、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議 長）

初めに、令和5年11月24日に開催いたしました令和5年第12回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容につきまして確認をさせていただきます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。

事前に委員からのご指摘等ございましたので、事務局から訂正箇所につきまして説明いたします。

— 議事録の確認 —

（議 長）

修正箇所等、無いようですので、ご署名をいただきたいと存じます。

それでは、私の署名に続き、●●●●、●●●●をお願いいたします。

また、令和5年10月25日に開催いたしました令和5年第11回農業委員会総会の議事録署名委員に●●●●をお願いしておりましたが、前回の総会を欠席され、署名をいただくことができませんでしたので、代わりに●●●●をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

続きまして、本日の農業委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

欠員2名、その他、欠席の委員は無く、出席をいただいておりますので、出席委員は14名中12名でございます。総会に必要な定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、推進委員の出席状況でございますが、●●●●より欠席の連絡がございました。

従いまして、推進委員の出席は、5名となっております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。

●●●●、●●●●をお願いいたします。

それではただ今から、議事に入ります。本日の提出議案につきましては、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございます。また、報告案件につきましても、議案書のとおりでございます。

よって、農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第1号と議案第2号でございます。また、報告案件は、報告1から報告5でございます。

初めに、議案書1ページ、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第1号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議長)

次に議案第1号、番号1につきまして、事務局より、説明いたします。

(事務局)

補足説明資料の1、2ページをご覧ください。

農業振興地域外の農地になります。

申請地は、大字●●地内、●●●●の東約600m、●●●●の南西約200mの場所に位置します。

農地性は、第2種農地(市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に該当するものとなることを見込まれる区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ10ヘクタール未満の農地)です。

申請理由としては、現在、一人住まいとなってしまったため、小さな平屋を建て静かに暮らしたいと考え、自己所有の当該農地を申請地とすることにしました。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、上水は市上水道、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は合併浄化槽処理後側溝に排水するということです。

12月4日に現地確認をいたしました。

補足説明資料の2ページ下の赤い部分2筆を使って転用を行います。●●●—●が現在の住所となっております。

(議長)

ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案書2ページ、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第2号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

【備考】

番号3：開発の許可見込みが立たないため、審議保留

番号4：申請人の渡人が死亡したため、審議保留

(議長)

初めに議案第2号、番号1につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

譲渡人とお会いしてお話を聞いたのですが、長女の家を建てたいということでした。

申請理由は、補足説明資料のとおりです。

国道と畑に段差があるのですが、既にその段差には出入りのスロープが土盛りしてあります。作物は作っていませんが、きれいに整備されております。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明をお願いします。

(事務局)

農業振興地域外の農地です。

申請地は、大字●●地内、●●●●の北約70m、●●●●の南東約120mの場所に位置します。

農地性は、第2種農地(市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に該当するものとなることが見込まれる区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ10ヘクタール未満の農地)です。

申請理由は、義理のお父様の所有地を申請地に設定するという事です。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、上水は市上水道、雨水は雨水浸透柵を設置敷地内処理、汚水・雑排水は合併浄化槽処理後、ポンプアップで道路側溝に排水します。

12月4日に現地を確認いたしました。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号、番号2につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

先日、渡人にお話を伺いました。受人は、渡人の長男であり年齢●●歳です。受人は、結婚してから●●●の市街化区域内のアパートに奥様と二人で生活し、6年位経過するとのことです。受人は、最近になり持ち家を建てたく父親に相談したところ、近くの畑を利用してよいと言われたので、農地の転用許可の手続きを始め、今回の許可申請に至ったとのことです。

対象地は、渡人の父親（故人）の頃から、庭木として利用できる樹木が植栽されていましたが、今では伐採伐根されて平坦な農地として管理されています。

事前着工はありません。

以上です。補足説明を事務局にお願いします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

農業振興地域外の農地です。

申請地の農地性は、第2種農地(市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に該当するものとなることが見込まれる区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ10ヘクタール未満の農地)です。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、上水は市上水道、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は合併浄化槽処理後側溝に排水します。

12月5日に現地確認いたしました。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号、番号3につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように、開発の許可見込みが出ておりませんので、今月の審議からは、除外させていただきます。

次の議案書3ページ、議案第2号、番号4につきましても、先ほど事務局より説明がありましたとおり、申請人のうち、譲渡人が先日死亡いたしましたことから、相続人が確定するまで、審議を保留させていただきます。

次に議案第2号、番号5につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

渡人にお話しを伺いました。受人は、●●●●に住所がありますが、●●●●の職員ということで、現在、●●●●に勤務されています。月に2回ほど、●●●●に出張するために●●●●へ戻ってこられた際は、申請地隣の住宅に戻ってきているということでした。

渡人の亡くなったご主人が受人の叔父にあたる、つまり、渡人からみると受人が甥にあたるそうです。

現在、申請地は●●●●●さんが管理をしています。

申請理由にあるとおり、接道義務を満たすための申請なので、渡人、受人ともに問題はないと思われまます。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

農業振興地域外の農地です。

申請地が、第2種農地(市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に該当するものとなることが見込まれる区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ10ヘクタール未満の農地)です。

ご説明にあったように、接道要件を満たすための申請ということで受けております。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、上水は市上水道、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は合併浄化槽処理後側溝に排水します。

補足説明資料の12ページ下、青い枠部分（●●●ー●）がお住まいで、申請地はその部分と一体利用ということになります。

11月6日に現地確認いたしました。

（議長）

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

（委員）

今、お話があったように、補足説明資料の地図で赤く塗った部分が申請地ですが、旗竿地に近くなると思います。接道の間口、奥行はどれくらいでしょうか。

（事務局）

補足説明資料の12ページの赤く塗りつぶしている手前が公道に接しているものですが、幅3.16mです。奥行が11～12mくらいの長さになります。

（委員）

申請地の前に道路がありますが●●●ー●は接道していないということですから、農地である赤い部分を転用して接道を作るということですか。

（事務局）

以前、建物を作った時には、青い枠の右側にある道が建築基準法上の2項道路だったようです。建築指導課の方で見直しを行った結果、建築基準法外道路と言っているのですが、2項道路としてみないただの通路となり、建築基準法で道路として扱わない道になってしまいました。土地の所有は市になります。

青い枠の土地の脇は、当時セットバックしたそうですが、道路としての扱いがなくなってしまいました。それで、現在は未接道のような状態になっています。それが発覚し、今回、接道要件を満たせるようにということで、敷地拡張の申請があがってきました。

（委員）

そうすると、建築指導課の方で市内の公道の管理上調査し、2項道路をみなし道路として通用したものがみなすことができなくなったという時期があったのでしょうか。

（事務局）

時期はわかりかねますが、この申請によりますと、建築をした翌年に見直しがあり、この場所と未接道の状態になってしまいました。よく、他の農村部において、農家さんの街道部

分に元々赤道ということで付いていると思いますが、それも2項道路としてのみなし道路と言いますか、道路として見ていたものの基準を満たさなくなったもののようです。建築基準法で道路として見なさなくなったため、農家さんの街道脇の所2、3mと敷地拡張が出てきていると思います。

ここもそのような感じで、道路に接していたお宅がここ1軒しかなかったため、基準法上から外されたようです。

今回は偶然分かったということです。一般的には建て替えをする時に分かるのですが、今回は早めに敷地の手当てができる内に申請があがったということです。

(議長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号5につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号5につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号、番号6につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

前回、色々な議論がありましたので、もう一度現地を確認しました。昨日、現地を訪問し、受人の●●●●●の代表者に事情を聞きました。前にも申し上げましたが、●●●●●が買った●●●—●という●●●—●の下小さい土地には、以前、冷蔵庫があり、この冷蔵庫の中でキクラゲを生産してしていました。周辺にもビニールハウスを2、3棟建てて、シイタケを栽培していました。シイタケの方はその場で販売し、近隣のスーパーでも契約を結んでいるということでした。最近は、鶏の飼育も始めているということです。

●●●●●は、従業員が●●人、内障がい者を●人雇っており、しっかり農業に取り組もうとしていることを伺いました。

現在、申請地はきれいに整地されています。前回、問題となった●●●は、太陽光発電の場所と言いながら駐車場や資材置場となっていて、これについては是正しなければならないと話をしました。近隣の土地を探していて、いずれ駐車場や資材置場をそちらへ移して、太陽光発電の方をきちんとやるという話でした。

次に、●●●●●と●●●●●が紛らわしいということですが、●●●●●に関しては、いずれ重なっている取締役を解消し、別会社として人員構成を改めるという話でした。前回

は、●●●●●が●●●●●と実質的に一体で、どういう事業をするのかわからないと申し上げたのですが、一応、農業をそれなりに取り組んでいるということです。

●●●にもビニールハウスを建てて、シイタケ等の栽培をして、そのための熱（エネルギー）として太陽光発電を入れる予定ということです。

（議長）

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

（事務局）

補足説明資料については、先月と変わりありません。

11月28日に●●●へ改めて確認させていただきました。12月5日に●●●●●の社長が来庁され、局長と共に聞き取りしています。14日には現地を事務局で確認いたしました。

●●●●●については、法人設立時期が令和●年●月、本社所在地が●●●●●、●●●●●の東側の●●●方向の約1kmです。●●●の農業委員会の聞き取りの内容については、令和●年●月に●●●へ農地所有適格法人として届出がされています。令和●年●月に農地約●●●㎡を取得済み、借入地約●●●●●㎡となります。令和●年●月に再度、農地取得をするため届出をしましたが、耕作がされていないということで、保留されています。現在は、管理がされているということです。

先月の総会時に各委員さんからいただきましたご意見を元にお答えします。●●●●●と●●●●●について、会社名は違うが社長及び連絡先が同じであるため、同一の会社と考えられないか、というご質問に対し、確認いたしました。

はじめに、●●●●●の連絡先電話番号について、事務局から担当委員さんへお伝えする際に、当初、書類を持参された●●●●●の社員さんから聞いた連絡先をお伝えしたために、電話での会社名が●●●●●で対応されたようでございます。また、社長に確認したところ、●●にある本社は、●●で農作業を行う際に使用しているだけで、普段は●●の●●●●●の事務所を使用しているため、電話の受け答えは●●●●●と名乗っているとのことでした。なお、会社の役員構成については、各社●名となっていますが、令和●年●月に●●●●●の役員は社長●名になっております。●●●●●は●名のままです。社長以外の役員はそれぞれ別人がなっております。また、社長が同一人物であることが問題であれば、今後、きのこハウスの設立の役員変更ということは予定していたため、そこで役員替えをすることは厭わないということを聞いております。ただ、役員から外れても実質的な経営者は変わらないものと考えられます。

2点目、●●●●●は太陽光発電施設の許可を受けていても施設が作られていないため、信用性がないのではないかと、ということについてです。着手していることを見せるためか架台を2、3機設置し、止まっている状況です。現地で確認しながら改めて社長に話を伺ったところ、きのこハウスの材料を入荷してハウスを作らないことには、太陽光発電施設を設置する場所の確保ができないということです。ハウスの設置後、速やかに太陽光発電施設を作

りたいと言っておりました。なお、太陽光発電施設を作らないことには、●●●●●としての新たな農地転用許可申請は審議できないことを伝えてあります。

3点目、●●に面した●●●●●-●●について、農地転用許可を取らずに駐車場として利用しているのではないかと、という質問に対してです。あくまでも●●●●●がきのこの販売をしている際、お客さんの駐車場として利用しているということです。農地であるため、転用の許可を取らなければ駐車場として使えないことを再度伝え、これも是正しないことには●●●●●としての新たな農地転用許可申請は審議できないことを伝えております。また、●●●●●によるきのこハウスが設置できないため、簡易ビニールハウス及び大型冷蔵庫の中できのこの菌床栽培を本格的に実施しています。なお、設置しているビニールハウスについては、許可不要の簡易的なものであり、転用違反には該当しないものです。

4点目、本件の工事用車両を●●●●●-●●から出入りするのではないかとという考えについて、南側農業用倉庫脇、または、北側の建物脇から進入するという事です。

5点目、本当に●●●●●が農地所有適格法人であるか、確認をするという件について、●●●●●に確認した結果、令和●年●月に申請して受理され、令和●年●月に●●●●●内の農地●●●●●㎡を取得しています。また、約●反の土地を借り受けているところで、農業売り上げが過半数以上あり、他には不動産収入が計上されていたということです。令和●年●月に農地所有適格法人の申請があり、現地確認をしたとき、農地が不適切な状態であったため、保留となっているということです。現在は、適切に管理しているということです。この申請の中で、農業従業者●名で小麦や野菜の栽培をするとのことで申請が出されているということでした。改めて社長に確認すると、農地の所有、借入面積については間違いはないということでした。管理が不適切であったということに対して、田畑転換を行ったばかりで、土作りをするために夏場は草を刈らずに置いていたそうですが、現在は玉ねぎを植え付けたということでした。他に大根、ホウレンソウ、深谷ネギ等を作付けしているとのことです。

現在、●●●●●の従業員は、常勤ではないようですが、●名在籍とのことです。地元の農業者や障がい者を雇用しているとのことです。

きのこハウス建設予定地の現地確認を行ったときも、近くにある烏骨鶏の飼育小屋を従業員が手入れをしておりました。なお、●●●●●では、きのこの販売促進のためのチラシやホームページを作成するなど本格的に取り組んでおります。また、●●の市場や、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●等への出荷契約も結んでおります。届出等の書類を確認いたしました。

これらのことから、●●●●●は農業法人としての活動が認められることと存じますので、●●●●●と経営者は同じですが、別組織として判断していただきたく存じます。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

従業員が●●数名ということでしたが、担当委員のお話からは●名ということでした。



(事務局)

●●●●●さんの残高証明を預かり、●●●●●から●●●●●へという融資証明書を預かっております。

(委員)

●●●●●が●●●●●にお金を貸しているということですか。

(事務局)

そういうことです。財源は確認しております。

(委員)

その証明書もあるということですか。

(事務局)

そうです。

(議長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号6につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号6につきましては、承認することといたします。

— 休憩 —

(議長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、議案書4ページ以降の 報告1から報告5につきまして、事務局より朗読と説明をいたします。

(事務局) — 報告1から報告5、議案書朗読 —

(議長)

ただ今、朗読いたしました、報告1から報告5につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いいたします。

(委員)

報告5の時効取得について、教えてください。

(事務局)

こちらについては、登記義務者の●●●●さんが元々持っていた土地を、登記権利者（時効取得者）の●●●●さんが取得したというものになります。基本的には、20年以上その土地を使っていたことが認められたというものになります。

農業委員会としては、登記が完了したということで法務局から報告があがってきておりますので、そちらについて報告をさせていただいております。

(委員)

申請がなければそのままということでしょうか。

(事務局)

●●さんが、20年以上前から使っているということの権利を主張され、それが認められて、時効取得というものが成立したものと思われま。

(委員)

●●●●さんの方からは何も申し出がなかったのですか。

(事務局)

認められた経緯は、こちらではわかりかねます。

(委員)

●●●●さんに聞いたのですが、●さん自身もあまりよく分からないようです。●●が広がったときの余り地で、●●さんが耕作されていたようです。20年以上経って、●●さんから法務局の方へ話をされたようです。時効取得も色々難しいようですが、争いごとになると許可が取れないような話を聞いております。

(事務局)

登記のことですから、原則は自分で申請するということになります。ただ、その手続きが煩雑で難しいということで、司法書士の方が代理人となることができます。

登記簿の乙欄に仮登記ということで登記をされていて、使い出す日というのが登記年月日ということになりますから、そこから20年以上継続してきちんと使っていることが証明されれば、法務局に改めて当事者の方から申請をするということになります。

ここで時効取得年月日ということですが、平成●年●月●日付でおそらく仮登記が入っていたのではないかと思います。そこから30年近く経っているのではないかと思います。

(委員)

●●さんの自宅の隣のようなですね。

(事務局)

ご自宅の隣に細い筆があります。どういう経緯で取得になったのかわからないのですが、●●さんが平成●年当時、●●さんとお話をされた上でだと思います。

仮登記が入ったということ自体が、お互いが納得した上でつけていますので、一方的に付けることはできないはずです。

(議長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議長)

特に質問等が無いようですので、報告事項は終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(委員)

提案させていただきます。ただ今、農業委員は2名欠員状態です。今後の農業委員会について、色々な課題が考えられます。特に、地域計画関係、利用権設定が終わることの課題に対して、組織的に対応していくためには、早めに農業委員の欠員の補充ということを行っていただければよいかと思えます。

7月20日に総改選がありましたが、その時と同じようなスケジュールを踏んで行うのがよいかと思えます。農業委員会と市とは別の組織ですから、市へ要望などしていただき、早めの欠員補充をお願いしていただければと思います。

(議長)

ただ今、●●委員から、「農業委員の欠員補充について」提案がございましたが、事務局とよく相談し、市長にその旨をお伝え申し上げ、欠員の2名を補充する形でお願いいたします。

(事務局)

今、お話がありましたが、委員の皆様からもご意見として農業委員さんの欠員補充ということをして市へ要望することになりましたが、会長、副会長と事務局の方に一任していただければと思います。

欠員補充の手続きを行う上では、皆様が7月に選任された時と全く同じような手順を踏んで公募をかけ、選考委員会で候補者を決めていただき、その後、議会の同意を得て、市長から任命されるということになります。

そのため、時間が少しかかりますので、2月、3月中には募集をかけて、6月の議会に同意の議案が出せるようにしていきたいと思っております。

募集は、上平野地区担当の農業委員さん、城・南新宿を中心に見ていただいた農業委員さんの2名の欠員補充になります。しかし、農業委員さんの募集は、蓮田市全体から募らなければならないため、欠員が出ている地区からどなたか立候補、または推薦していただける方を早めに選んでいただき、話をしていただければと思います。

(議長)

他に何かございますか。

(委員)

農地利用最適化推進委員の方が農業委員になるということは可能でしょうか。

(事務局)

農業委員会としては、推進委員の方が農業委員へ手を挙げるということは問題ありません。ただ、農業委員と推進委員を兼ねるということではできませんので、推進委員の方が農業委員に立候補される際は、どこかで推進委員を辞めていただくようになろうかと思っております。推進委員を辞める場合、農業委員会から委嘱を受けていますので、農業委員会に対して辞表を出して、認められないと辞めることはできません。

(議長)

推進委員が農業委員になった場合、推進委員さんが欠けるわけですね。

(事務局)

推進委員さんが農業委員の推薦又は、立候補されることになると、農業委員の募集が始まりましてから推進委員を辞めるということになります。例えば、3月1日から3月31日の募集期間で公募をかけたら、立候補する前の2月の総会時に辞表を出していただき審議され、認められれば辞任することができます。

よって、推進委員さんと農業委員さんの募集期間はずれるという形になります。

しかし、推進委員さんは議会の同意は不用となりますので、比較的時間が短く済むのではないかと思います。

(議長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議長)

委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、事務局の方から「その他」として何かありますか。

— 事務局からの連絡・報告事項 —

(事務局)

閉会の言葉を、副会長よりお願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —